

瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 20 号

瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例

( 瀬戸市市税条例の一部改正 )

第 1 条 瀬戸市市税条例 ( 昭和 40 年瀬戸市条例第 6 号 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
( 寄附金税額控除 ) 第 18 条 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭 ( 市内に事務所若しくは事業所を有する法人等に対する寄附金又は愛知県の許可を受けた認定特定公益信託 ( 市内に事務所又は事業所を有する法人が管理するものに限る。 ) の信託財産とするために支出した金銭に限る。 ) を支出した場合においては、法第 314 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額 ( 当該納税義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。 ) をその者の第 15 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とす	( 寄附金税額控除 ) 第 18 条 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭 ( 第 3 号から第 12 号までに掲げるものに関しては、市内に事務所若しくは事業所を有する法人等に対する寄附金又は愛知県の許可を受けた認定特定公益信託 ( 市内に事務所又は事業所を有する法人が管理するものに限る。 ) の信託財産とするために支出した金銭に限る。 ) を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額 ( 当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の 100 分の 30 に相当する金額を超える場合には、当該 100 分の 30 に相当する金額 ) が 5,000 円を超える場合には、その超える金額の 100 分の 6 に相当する金額 ( 当該納税義務者が前年中に第 1 号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が 5,000 円を超える場合にあっては、当該 100 分の 6 に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下

る。

— <省略>

— <省略>

— <省略>

— 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

— <省略>

— 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

— 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するも

この項において「控除額」という。）をその者の第15条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

— 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

— 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を県内に有するものに限る。）又は日本赤十字社に対する寄附金（県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、令第7条の17各号の規定により定めるもの

— <省略>

— <省略>

— <省略>

— 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人（第2号に掲げるものを除く。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

— <省略>

— 所得税法施行令第217条第4号に規定する法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

— 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

のに限る。)

— <省略>

— <省略>

— 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

— <省略>

— <省略>

— 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第15条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

— 当該納税義務者が第15条第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が0以上であるとき当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

<u>195万円以下の金額</u>	<u>100分の85</u>
<u>195万円を超え330</u>	<u>100分の</u>

万円以下の金額	80
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57
1,800万円を超える金額	100分の50

— 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るときであって、当該納税義務者が第15条第2項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第2項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90

— 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合（ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合）

ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額

第20条 <省略>

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 <省略>

附則

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第5条の2の9 第18条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第15条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第5条の3第1項、附則第5条の4第1項、附則第6条第1項、附則第7条第1項、附則第7条の2第1項又は附則第7条の2の7第1項の規定の適用を受けるときは、第18条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

第20条 <省略>

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項各号に掲げる事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 <省略>

附則

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第5条の2の9 第18条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第15条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第5条の3第1項、附則第5条の4第1項、附則第6条第1項、附則第7条第1項、附則第7条の2第1項又は附則第7条の2の7第1項の規定の適用を受けるときは、第18条第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合

(当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第15条及び第17条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。

— 第15条第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第18条第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

— 第15条第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第18条第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

— 前年中の所得について附則第5条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の50

— 前年中の所得について附則第7条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60

— 前年中の所得について附則第5条の3第1項、附則第6条第1項、附則第7条の2第1項又は附則第7条の2の7第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第5条の3 <省略>

2 <省略>

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

<省略>

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第5条の3 <省略>

2 <省略>

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

<省略>

第17条から第18条の2まで、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項の規定の適用については、第17条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第5条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項前段、第18条の2、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第5条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第5条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

<省略>

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第5条の4 <省略>

2 <省略>

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

<省略>

第17条から第18条の2まで、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2

第17条から第18条の2まで、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項、附則第5条の2の8の2第1項及び附則第5条の2の9の規定の適用については、第17条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第5条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第5条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段、第18条の2、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第5条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第5条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第5条の2の9中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第5条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

<省略>

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第5条の4 <省略>

2 <省略>

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

<省略>

第17条から第18条の2まで、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項、附則第5条の2の

の8の2第1項の規定の適用については、第17条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第5条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項前段、第18条の2、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第5条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第5条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

<省略>

4 <省略>

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第6条 <省略>

2 <省略>

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

<省略>

第17条から第18条の2まで、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項の規定の適用については、第17条中「所得割の額」とあるのは「所得割

8の2第1項及び附則第5条の3の規定の適用については、第17条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第5条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第5条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第18条の2、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第5条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第5条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第5条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第5条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

<省略>

4 <省略>

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第6条 <省略>

2 <省略>

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

<省略>

第17条から第18条の2まで、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項、附則第5条の2の8の2第1項及び附則第5条の3の規定の適用については、第17条中「所得割の額」と



の額及び附則第6条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項前段、第18条の2、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第6条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

<省略>

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第7条 <省略>

2から4まで <省略>

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

<省略>

第17条から第18条の2まで、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項の規定の適用については、第17条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項前段、第18条の2、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第

あるのは「所得割の額及び附則第6条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第6条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第18条の2、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第6条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第6条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第5条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第6条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

<省略>

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第7条 <省略>

2から4まで <省略>

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

<省略>

第17条から第18条の2まで、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項、附則第5条の2の8の2第1項及び附則第5条の3の規定の適用については、第17条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第7条第1項に規

1 項及び附則第 5 条の 2 の 8 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 7 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 1 8 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 7 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

<省略>

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 7 条の 2 <省略>

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

<省略>

第 1 7 条から第 1 8 条の 2 まで、第 1 8 条の 3 第 1 項、附則第 5 条の 2 の 6 第 1 項、附則第 5 条の 2 の 8 第 1 項及び附則第 5 条の 2 の 8 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 1 7 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 7 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 1 8 条第 1 項前段、第 1 8 条の 2、第 1 8 条の 3 第 1 項、附則第 5 条の 2 の 6 第 1 項、附則第 5 条の 2 の 8 第 1 項及び附則第 5 条の 2 の 8 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 7 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 1 8 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 7 条の 2 第 1 項の規定による市民税の

定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第 1 8 条の 2、第 1 8 条の 3 第 1 項、附則第 5 条の 2 の 6 第 1 項、附則第 5 条の 2 の 8 第 1 項及び附則第 5 条の 2 の 8 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 7 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 1 8 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 7 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第 2 項及び附則第 5 条の 3 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 7 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

<省略>

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 7 条の 2 <省略>

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

<省略>

第 1 7 条から第 1 8 条の 2 まで、第 1 8 条の 3 第 1 項、附則第 5 条の 2 の 6 第 1 項、附則第 5 条の 2 の 8 第 1 項、附則第 5 条の 2 の 8 の 2 第 1 項及び附則第 5 条の 3 の規定の適用については、第 1 7 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 7 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 1 8 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第 1 8 条の 2、第 1 8 条の 3 第 1 項、附則第 5 条の 2 の 6 第 1 項、附則第 5 条の 2 の 8 第 1 項及び附則第 5 条の 2 の 8 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 7 条の 2 第 1 項の

所得割の額の合計額」とする。

<省略>

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第7条の2の7 <省略>

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

<省略>

第17条から第18条の2まで、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項の規定の適用については、第17条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の7第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項前段、第18条の2、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び第5条の2の8の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の7第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の7第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第5条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

<省略>

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第7条の2の7 <省略>

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

<省略>

第17条から第18条の2まで、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項、附則第5条の2の8の2第1項及び附則第5条の3の規定の適用については、第17条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の7第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第7条の2の7第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第18条の2、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び第5条の2の8の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の7第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の7第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第5条の3中

<省略>

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第7条の2の9 <省略>

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

<省略>

第17条から第18条の2まで、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項の規定の適用については、第17条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項前段、第18条の2、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の9第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

及び <省略>

「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の7第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

<省略>

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第7条の2の9 <省略>

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

<省略>

第17条から第18条の2まで、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項、附則第5条の2の8の2第1項及び附則第5条の3の規定の適用については、第17条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第7条の2の7第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第18条の2、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の9第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第5条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の9第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

及び <省略>

<p>3及び4 &lt;省略&gt;</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p>第17条から第18条の2まで、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項の規定の適用については、第17条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の9第3項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第18条第1項前段</u>、第18条の2、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の9第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の9第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、<u>第18条の3第1項中「第13条第4項」とあるのは「附則第7条の2の9第4項」とする。</u></p> <p>及び &lt;省略&gt;</p> <p>6 &lt;省略&gt;</p>	<p>3及び4 &lt;省略&gt;</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p>第17条から第18条の2まで、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項、<u>附則第5条の2の8の2第1項及び附則第5条の3の規定の適用については、第17条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の9第3項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第18条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第7条の2の7第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段</u>、第18条の2、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の9第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の9第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、<u>同条第2項及び附則第5条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の9第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第18条の2第1項中「第13条第4項」とあるのは「附則第7条の2の9第4項」とする。</u></u></p> <p>及び &lt;省略&gt;</p> <p>6 &lt;省略&gt;</p>
---	---

( 瀬戸市市税条例の一部を改正する条例の一部改正 )

第2条 瀬戸市市税条例の一部を改正する条例 ( 平成20年瀬戸市条例第

19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (個人の市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 &lt;省略&gt;</p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p> <p>4 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第5条の3第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する市民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する額とする。</p> <p>5から10まで &lt;省略&gt;</p> <p>11 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡(新条例附則第7条の2の2第2項に規定する譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式</p>	<p>附 則 (個人の市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 &lt;省略&gt;</p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p> <p>4 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第5条の3第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する市民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する額とする。</p> <p>5から10まで &lt;省略&gt;</p> <p>11 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡(新条例附則第7条の2の2第2項に規定する譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式</p>

等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第7条の2第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）附則第7条第10項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する市民税の所得割の額は、新条例附則第7条の2第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第7条の2第2項の規定により読み替えて適用される新条例第13条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.8に相当する金額とする。

12から15まで <省略>

16 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの期間内に新条例附則第7条の2の9第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第7条の2第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）附則第7条第10項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する市民税の所得割の額は、新条例附則第7条の2第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第7条の2第2項の規定により読み替えて適用される新条例第13条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.8に相当する金額とする。

12から15まで <省略>

16 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの期間内に新条例附則第7条の2の9第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

（瀬戸市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 瀬戸市市税条例の一部を改正する条例（平成20年瀬戸市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（個人の市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税についての瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例（平成23年瀬戸市条例第20号）による改正後の条例第18条の規定の適用については、同条第1項第10号中「<u>特定非営利活動に関する寄附金</u>」とあるのは、「<u>特定非営利活動に関する寄附金及び所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項に規定する特定地域雇用等促進法人が行う地域再生法の一部を改正する法律（平成20年法律第36号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第3項第3号に規定する事業に関連する寄附金</u>」とする。</p> <p>3 &lt;省略&gt;</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（個人の市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税についての新条例第18条の規定の適用については、同条第1項第12号中「<u>第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業</u>」とあるのは、「<u>第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業及び所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項に規定する特定地域雇用等促進法人が行う地域再生法の一部を改正する法律（平成20年法律第36号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第3項第3号に規定する事業</u>」とする。</p> <p>3 &lt;省略&gt;</p>

（瀬戸市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 瀬戸市市税条例の一部を改正する条例（平成22年瀬戸市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下



線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 ( 施行期日 )</p> <p>第 1 条 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 7 条の 2 の 3 の規定は、<u>平成 2 7 年 1 月 1 日</u>から施行する。</p> <p>( 経過措置 )</p> <p>第 2 条 この条例による改正後の瀬戸市市税条例附則第 7 条の 2 の 3 の規定は、<u>平成 2 7 年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用する。</p>	<p>附 則 ( 施行期日 )</p> <p>第 1 条 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 7 条の 2 の 3 の規定は、<u>平成 2 5 年 1 月 1 日</u>から施行する。</p> <p>( 経過措置 )</p> <p>第 2 条 この条例による改正後の瀬戸市市税条例附則第 7 条の 2 の 3 の規定は、<u>平成 2 5 年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用する。</p>

附 則

( 施行期日 )

第 1 条 この条例は、平成 2 4 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

( 市民税に関する経過措置 )

第 2 条 この条例による改正後の瀬戸市市税条例（以下「新条例」という。）第 1 8 条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成 2 3 年 1 月 1 日以後に支出する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金並びに新条例第 1 8 条第 1 項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。